

第21期第9回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和5年3月14日（火）午後1時30分～午後3時
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明
鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実、小松 愛（10名出席）

専門委員

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、百瀬 夏実、三田村 学歩、
山田 美沙登

3 議事事項

- (1) 八郎湖知事許可漁業（雑建網漁業、八郎湖刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (2) 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について（諮問）
- (3) 秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）
 - ① コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示
 - ② ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示
 - ③ ブラウントラウトの移植、持出し、再放流に係る指示
- (4) 第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）
- (5) 秋田県内水面漁場管理委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について（協議）
- (6) 第五種共同漁業権行使規則の一部変更について（報告）
- (7) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について（報告）
- (8) その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

ただ今より第21期第9回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員12名で委員会規程6条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員にも出席いただいております。ありがとうございます。それでは、遠藤会長から挨拶をお願い致します。

○遠藤会長

開催にあたりまして簡単に挨拶を申し上げます。12月に雪がたくさん降りまして心配していたところですが、思っていたより積もらず、秋田市内はほとんど雪

が消えている状況でございます。この時期に毎年心配しているのが、この後熊がどのようになるかということですが、今年はあまり大したことはないのかなと思って期待しているところでございます。今日は諮問事項が2件、協議事項が3件、この中には委員会指示に関する事項が含まれております。盛りだくさんな議題になっておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（斎藤）

それでは、議事進行は遠藤会長にお願いいたします。

6 議事録署名委員選任

○遠藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

小松ひとみ委員と伊藤委員にお願いしたいと考えております。

○遠藤議長

それでは、小松ひとみ委員と伊藤委員のお二方、よろしくお願いいたします。

○小松ひとみ委員、伊藤委員

はい。

7 議事

議題1：八郎湖知事許可漁業（雑建網漁業、八郎湖刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○遠藤議長

では、議事に入ります。（1）八郎湖知事許可漁業（雑建網漁業、八郎湖刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）、事務局の説明をお願いします。

○事務局（山田）

事務局の山田が説明いたします。資料1をご覧ください。

知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、八郎湖知事許可漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2ページ以降の告示案をご覧ください。

令和3年12月に、許可期間を3年とした八郎湖知事許可漁業の一斉更新を行っておりますが、今回の諮問は、八郎湖増殖漁業協同組合から、これらの漁業について新たに操業を開始したいとの要望を受けて対応するものです。表に記載している制限措置は、八郎湖知事許可漁業許可方針に基づいた内容となっております。

初めに、雑建網漁業についてご説明します。雑建網漁業の主な漁獲対象はこいとふなであり、資源の著しい減少が見られないことや、許可方針に定める許可上限10件に対し、現在の許可件数と新たに許可する1件を合わせても6件であることから問題ないと考え、要望に合わせて1件募集します。

次に、八郎湖刺し網漁業についてご説明します。八郎湖刺し網漁業には、雑刺し網漁業とわかさぎ刺し網漁業があり、今回は雑刺し網漁業について1件の新規許可要望があったため、募集するものです。雑刺し網漁業は、雑建網漁業同様こい・ふなが漁獲対象であり、現在の許可と合わせても5件で、許可上限の38件を超えませんので、問題ないと考えます。

なお、申請期間は令和5年3月24日から4月24日まで、許可の有効期間は許可の日から令和6年12月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○遠藤議長

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び認可又は起業の認可を申請すべき期間について、委員の皆さま、質問、意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

専門委員からも特にありませんか。

○専門委員

問題ないと思います。

○遠藤議長

それでは、八郎湖知事許可漁業の制限措置等について、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局(山田)

(答申案配布)

ただいまお配りした答申案について、訂正があります。タイトルと本文に「八郎湖知事許可漁業(雑刺し網漁業、八郎湖刺し網漁業)」とありますが「八郎湖知事許可漁業(雑建網漁業、八郎湖刺し網漁業)」の誤りです。失礼いたしました。それでは答申案を読み上げます。(答申案音読)

○遠藤議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○遠藤議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

議題2：第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について(諮問)

議題6：第五種共同漁業権行使規則の一部変更について(報告)

○遠藤議長

次に、(2)第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について(諮問)、事務局から説明をお願いします。

○事務局(山田)

引き続き、事務局の山田が説明いたします。資料2をご覧ください。

知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について諮問がきております(諮問文音読)。

次のページをご覧ください。馬場目川漁業協同組合の遊漁規則について、変更箇所が3点あります。

1点目は、いわな・やまめの遊漁期間の開始日を、3月21日から4月1日へ変更するものです。平成27年に、サクラマス採捕期間を4月1日からと調整規則で定めたことに伴い、漁協が定める遊漁規則や全県共通遊漁券では、漁場管理の合理化を図るためにサクラマスの期間と溪流魚の期間を合わせております。現在は、漁協によって溪流魚の解禁日が4月1日のところと、3月21日のままになっているところがありますが、遊漁者の混乱を防ぐため、今後は全漁協で4月1日を解禁日として統一する方向に進んでおります。

2点目は、馬場目川漁業協同組合の漁場区域に設置している魚道の周辺を新たに禁漁区として設定したいというものです。この魚道の付近には、あゆ、いわな、うぐい等が集結することから、資源保護を図るために設定します。

3点目は、いわな・やまめの遊漁料について、日券を700円から1,000円に、年券を4,000円から5,000円に増額したいという内容です。馬場目川漁協は、役員や職員への報酬も無くし、漁協経営の経費削減に努めておりますが、近年の組合員減少や遊漁収入の減少により漁場管理に支障を来していることから、健全な漁協運営のために遊漁料を増額せざるを得ない状況です。この遊漁料の額は20年以上変更しておらず、近年の物価上昇等に対応するために、増額はやむを得ないものと考えます。

遊漁規則の変更内容について、説明は以上ですが、議題6「第五種共同漁業権行使規則の一部変更について」もこれに関連する内容ですので、続けて報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○遠藤議長

はい。それではお願いします。

○事務局（山田）

では、第五種共同漁業権行使規則の一部変更について、報告させていただきます。ここで一度、漁業権行使規則と遊漁規則の関係についてご説明します。

漁業法の規定により、遊漁者にのみ漁具漁法の制限や禁漁区を設定し、漁業権者である組合員には制限しないことは、「遊漁を不当に制限する」として、認められないこととなっております。つまり、遊漁規則において制限する内容は、漁業調整上やむを得ない場合を除き、行使規則においても同様の制限を設けなくてはなりません。

資料の6をご覧ください。馬場目川漁業協同組合の行使規則の変更内容について、新旧対照表を示しております。変更の内容は、表のオ、期間について、いわな漁業・やまめ漁業で3月21日から9月20日までとしているところを、4月1日から9月20日までとするものです。遊漁期間の変更と同時に、漁業の期間についても変更します。

先ほどの遊漁規則の変更では、禁漁区を新たに設定するという内容がありました。本来であれば、この行使規則においても、禁漁区の規定を追加すべきところですが、馬場目川漁協の場合、表のエ、区域について「全域（ただし、組合が別に定める区域を除く）」となっております。今回新たに追加する禁漁区は「組合が別に定める区域」に含まれることとなるため、表記はそのまま変更はありません。

ただし、このような「組合が別に定める区域」という表記は曖昧でわかりにくいため、次からは具体的な区域を表記するよう指導します。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○遠藤議長

遊漁規則の変更と、行使規則の変更について説明がありました。委員の皆さま、

質問、意見はありませんか。

○中嶋委員

変更の内容については異議はありませんが、「手釣・さお釣」という表現について、手釣は今やっている人はほとんどいないと思っているのですが。昔は船に乗って竿を持たないで手釣りをする人もおりましたが、今はいないと思うので「手釣」という表現はいらないと思い、申し上げました。

○菊地会長代理

かじか等は手釣りの場合もありますが、いわな・やまめはあまり聞かないですね。

○事務局（山田）

中嶋委員がおっしゃった通り、手釣りについてはほとんどの漁協で実態、実績はございません。ただ、菊地会長代理がおっしゃったようにかじか等では行われる場合がございますので・・・。

○菊地会長代理

トラブルを避けるために残しておいたほうが良いかもしれませんね。

○山上委員

うちの地区では「手釣」というと、怪我をしている人や竿を持っていない人がてぐすを垂らして行うことなので、「手釣」という表現を無くしてしまえばそういった人達が何も出来なくなってしまう。

○中嶋委員

分かりました。

○菊地会長代理

確認ですけれども、期間の変更は良いと思いますが、県内で3月21日からとしている所はどこでしょうか。

○事務局（山田）

田沢湖漁協と八峰町真瀬川漁協の2つです。この2漁協については、今年の解禁日に変更が間に合わなかったということで、来年の解禁日に間に合うよう、次回遊漁規則や行使規則を定める際に、4月1日の解禁日に変更すると聞いております。

○菊地会長代理

分かりました。

○遠藤会長

その他ございませんか。

○伊藤委員

禁漁区域についてなのですが、馬場目川漁協に限ったことではありませんが、このように新しい区域が設定されたときに、釣り人にできるだけ知らせるのが大事だと思います。現場でも、どこからどこまでが50メートルなのか分かりにくいので、漁協のほうで看板等をつけてもらって分かりやすくしていただければと思います。出来ればグーグルマップやGPS等で示してもらえばありがたいです。「戸村」と聞いてもどこか分からないので、是非分かりやすい方法をとってもらえるとありがたいです。

○中嶋委員

看板が無理であればのぼりを立てるとか、1年2年続ければ徹底できると思いますので。

○伊藤委員

人工物を立てるとなると市にも設置許可を取らないといけませんね。

○遠藤議長

この後も免許切り替えで色々やり取りがあると思いますので、その際にこういった要望があるということをお伝えしていただければと思います。

それでは、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（山田）

（答申案配布後、音読）

○遠藤議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○遠藤議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

議題3：秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について

○遠藤議長

続いて、（3）秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）、①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋から説明させていただきます。座って失礼します。資料3-1をご覧ください。毎年発動しております、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示です。

県内の内水面とその接続水域を対象に、病魚またはその疑いのある魚の持ち出しの制限、移植の制限、放流等の制限、遺棄の禁止の4項目の内容です。期間は令和5年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。2ページには、県内の状況をまとめておりますが、表のとおり、今年度は8月に1件個人宅の人工池で発生しましたので、事務局としては、来年度も今年度と同じ内容で委員会指示を発動すべきと考えております。説明は以上です。ご協議よろしくをお願いします。

○遠藤議長

コイヘルペスの委員会指示ですが、継続すべきとの事務局の説明でした。委員の皆様、質問、意見はありませんか。他に何か質問ありますか。

○菊地会長代理

仙北市で一件発生したとありますが、これは食用ですか、それとも鑑賞用ですか。

○事務局（高橋）

鑑賞用のコイと聞いております。4,50年前から飼っているコイで、直近10年は仕入れもしていないという状況です。

○菊地会長代理

ということは、外部から入ってきたわけではなく、保菌状態であるということですね。

○事務局（高橋）

そこは把握しておりません。

○遠藤議長

ここ10年間新しい魚は全然入れていなくて、その50年くらい飼っていたコイが亡くなったということですね。

○事務局（高橋）

はい。

○遠藤議長

他にございませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

では、（案）のとおり、コイヘルペスに関する委員会指示を発動することになります。よろしいですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○遠藤議長

それでは、事務局で、県公報の搭載手続き等お願いします。

議題3：秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）

② ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示

○遠藤議長

それでは、次に②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋から説明させていただきます。座って失礼します。資料3-2をご覧ください。ブラックバス等外来魚の再放流禁止に関する委員会指示で、内容としては、ブラックバス類、ブルーギルは、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に再び放してはならないというものです。期間は、令和5年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、これまでと同じ内容を記載しております。

中段の経緯につきましては、昭和58年に本県で初めてオオクチバスが確認され、平成4年から漁業被害が問題となり、平成8年に秋田県内水面漁業調整規則を改正し、移植放流を禁止しました。平成15年からは、生息数を減らす目的で秋田県内水面漁場管理委員会の指示により再放流を禁止しております。平成17年の外来生物法により、飼育・栽培、運搬、保管、野外への放出、譲渡等が禁止されていますが、再放流は含まれていないことから、生息数を減らすため、再放流禁止の委員会指示を継続しています。

次に下段の委員会指示発動の必要性をご説明します。まず①抑止力を弱めてはいけない理由につきましては、こちらは、主に社会的背景からの検討です。山形県最上川水系では、本県では未確認の特定外来生物「コクチバス」が増殖しており、新たに平成28年度からリリース禁止の委員会指示を発動し、継続すると聞いております。山形県が継続している中で、隣県の本県でも抑止力を弱めるタイミングでないと事務局で考えております。次に②河川漁協の遊漁規則、行使規則には、リリース禁止の条項がありますが、漁業権が設定されていない河川や湖沼、特に漁業被害のある八郎湖には及ばないため、この委員会指示で漁業実害が減ればと思います。

これに関しては、裏面をご覧ください。こちらのグラフは、八郎湖における漁

獲状況を示しております。左下の図の5をご覧ください。ブラックバスの混獲量は、平成7年の22トン进行ピークに、近年は250キロ以下で低位安定しているものとみれます。図の1のシラウオ、ワカサギの漁獲量については、八郎湖の主要な漁獲物であるワカサギは、直近3年間は200～230トン程度となっておりますが、令和元年は120トンと大幅に減少しており、安定しているとまでは言えません。シラウオにつきましては、令和4年は1.4トンで、3年連続減少しております。資源状況が不安定な中でブラックバスの数が増えることがないよう、対策は必要と考えます。

1ページに戻りまして、次は③ですが、委員会指示の発動をやめた場合の検討です。八郎湖ではブラックバスの数は減っている状況ですが、一度繁殖したブラックバスを完全に駆除することは非常に難しいことですので、対策を緩めてしまえば、再びブラックバスが増えてしまう可能性もあり、これまでの対策が無となってしまいます。

これらのことから来年度も委員会指示を継続するべきと事務局では考えております。説明は以上です。ご協議よろしくお願ひします。

○遠藤議長

ブラックバスやブルーギル等の外来魚の委員会指示ですが、事務局の説明では、外来魚そのものは減っているようですが、規制の手を緩めるタイミングではないとの説明でした。

委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

指示内容の(1)ブラックバスについてですが、下の委員会指示発動の必要性を見ると、ブラックバスとコクチバスを分けています。個人的にはブラックバスといえはオオクチバスと認識していたので、コクチバスがブラックバスとイコールなのかについて確認したいです。

もう一点は、外来生物法では同じ沼でのリリースはOKだったはずですが。本県だけが、同じ沼へのリリースもだめだとなると、どのくらい徹底されているのでしょうか。現状を教えてください。

○事務局(斎藤)

一つ目のご質問ですが、一般的にはコクチバスとオオクチバスをまとめてブラックバスと取り扱っていますので、このままの表現でいきたいと思っています。

リリースの件ですが、どこまで徹底されているかを把握するような調査は最近は行っておりません。ただ、水産振興センターで調査の過程で獲られるブラックバスは、一度釣られた魚は口に傷がつくのですが、そのような個体はかなり減っているという話は聞いております。

○伊藤委員

うちのメディアはブラックバスをもう扱っていないので正確な情報は入っていないのですが、周りの話を聞くとブラックバス狙いをやめている方が多いです。中にはまだ再放流している人もいるんじゃないかという推測はありますけれども。一時期のブラックバスブームと比べれば釣り人も減って、海釣りにシフトした方も多いいと思います。

○遠藤会長

他によろしいですか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

では、(案)のとおり、今年度も外来魚に関する委員会指示を発動すること
にします。よろしいですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○遠藤議長

それでは、事務局で事務手続き等をお願いします。

議題3：秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）

③ ブラウントラウトの移植、持出し、再放流に係る指示

○遠藤議長

それでは、次に③ブラウントラウトの移植、持出し、再放流に係る指示につい
て、事務局の説明をお願いします。

○事務局（三田村）

それでは事務局の三田村から説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料3-3をご覧ください。ブラウントラウトの移植、持出、再放流の禁止に
関する委員会指示で、内容としては、ブラウントラウトは移植、他の河川から別
の河川へ移動させること、持出し、採捕したブラウントラウトを生きたまま移動
させること、再放流、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に再び放してはな
らないという3つの内容になります。期間は令和5年4月1日から翌年3月31日
までの1年間で、今回が初めてになります。

次に中段の経緯です。昭和の頃から横手川上流部に既に生息していたとの話も
ありますが、侵入経路等は不明となっています。平成26年1月に横手川漁協にお
いて、漁業権行使規則及び遊漁規則でブラウントラウトの再放流を禁止にしてお
ります。またその後、平成27年には国で外来種リスト、我が国の生態系に被害を
およぼすおそれのある外来種リストの産業管理外来種、適切な管理が必要な産業
上重要な外来種に、ニジマス・ブラウントラウト・レイクトラウトが指定され、
ブラウントラウト等は地域の実情に応じて管理することになっています。

平成29年には横手川にて増殖が著しいことから駆除も兼ねたブラウントラウト
の影響調査を実施、今年度まで県委託事業として継続しているところです。また
今年度からは米代川水系の上流部である汁毛川でも影響調査を行いました。

次に下段の委員会指示発動の必要性をご説明いたします。まず横手川漁協では
横手川においてブラウントラウト対策として、漁業権行使規則及び遊漁規則にて
ブラウントラウトの再放流を禁止にしているところです。下の表をご覧ください。
平成29年から県委託事業にて、駆除を兼ねた影響調査を行っているところですが、
年々駆除実績が増加傾向にあります。また監視員等からの情報では釣り人による
再放流禁止も十分に守られていないという報告も受けております。今年度から米
代川水系上流部である汁毛川でもブラウントラウトが無視できないレベルで生息
しているということで影響調査を実施したところです。また子吉川水系上流部で
も成熟サイズのブラウントラウトが捕獲されており、侵入経路は不明ですが、県
内全域に分布が拡大しつつあると考えております。

今回の委員会指示による影響ですが、秋田県では漁業権の内容魚種としてブラ
ウントラウトが含まれている漁協はなく、養殖している業者もいないため、委員
会指示による産業等への影響はほぼないと考えています。

説明は以上です。ご協議お願いいたします。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

1の(3)ですが、(2)持ち出しの禁止に関しては、前回の委員会において、水産振興センターが調査活動をしているという話があったのでただし書きしていると思います。(3)再放流については、今後も再放流するようなことがないとすれば、このただし書きはいらないと思います。

○事務局(三田村)

(3)再放流の禁止のただし書きの部分ですが、来年度の予算において県ではブラントラウトの広域調査を計画しております。その中で、これまで横手川と汁毛川において駆除を兼ねた調査を実施してきたところですが、それぞれの河川のブラントラウトの資源量推定はしてこなかったもので、来年度の調査では標識採捕等の、一部再放流を用いた資源推定方法を調査の中で活用する予定です。そのため、(3)にただし書きを追加いたしました。

○青谷委員

了解しました。

○遠藤議長

他にございませんか。

○伊藤委員

下の表の単位は「匹」でよろしいですか。

○事務局(三田村)

はい。尾数です。

○伊藤委員

自然繁殖ももちろんしていると思うんですが、大きさのデータもとっているのでしょうか。

○事務局(三田村)

サイズについても、ここに記載した尾数については把握しております。今資料が手元にないのですが、60センチ前後の大きいクラスも数匹含まれております。多くは10～15センチの再生産された稚魚とみられるサイズです。

○菊地会長代理

そうすると、駆除する時期も関連してきますね。あとは駆除する道具も、電気ショッカーでやるのとたもでやるのと、駆除するサイズが違ってきますね。

○事務局(三田村)

ここに記載しているブラントラウトについては、県の水産振興センターの内水面試験地の佐藤研究員と共に、主に電気ショッカーを使って駆除したものです。ブラントラウトは投網では採捕が難しいことから、電気ショッカーを用いた駆除を行っています。時期は10月末～11月初めに実施しております。時期の選定につきましては、主に産卵のために遡上してくる親を狙って設定しています。

○遠藤議長

他にございませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

それでは、事務局で、県公報の登載手続き等お願いします。

議題4：第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）

○遠藤議長

それでは、次に進みます。

（4）第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）、事務局の説明をお願いします。

○事務局（山田）

事務局の山田が説明いたします。

河川の増殖量の案、十和田湖の増殖量の案の順で説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。1ページ目に示しているのが令和5年の増殖量の案となります。2ページ目をご覧ください。こちらの表とグラフは、ここ十数年の告示量と実績を示したものです。令和4年については、資料作成時点で増殖実績が未報告であった漁協の実績を含まない数値となっております。グラフの△のラインが告示数量を表し、●のラインが実績を表しております。平成30年度に第五種共同漁業権の増殖指針を見直し、平成31年度から新たな指針に基づき告示しております。グラフ上の★が平成26年からの指針、☆が平成31年からの指針となっております。平成31年に増殖指針を改めたことにより、当時の告示と実績の差が解消されましたが、近年の遊漁収入の減少による漁協経営の悪化で、告示と実績との乖離が生じつつあります。今後、令和6年1月1日の漁業権切替えに際して、増殖指針の見直しを行いますので、乖離する部分を明らかにするためにも、令和5年度の増殖量は、平成31年からの指針のとおり告示するべきと考えております。

続いて、十和田湖の増殖量案について説明します。資料4-2をご覧ください。例年と同様、増殖指針どおりの告示となっております。現在の十和田湖の漁業権は大臣免許であることから、秋田県と青森県で同じ内容で告示する必要があり、この内容について青森県に確認済みです。

なお、十和田湖の漁業権は、次の切替え以降大臣免許から知事免許に変更となり、青森、秋田の両県が交互に免許事務を担当することになります。それに伴い、十和田湖の増殖指針も見直しを行う予定です。説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○遠藤議長

増殖量について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○鈴木委員

参考ですけれども、もくずがについてお話しします。私どもはもくずがには山形県から仕入れておりますが、一昨年は孵化できないと言われ、実績0でございました。昨年は1,000尾お願いしたのですが、大きさは甲羅が1センチあるかないかです。1,000尾といえば両手で掬える位の量です。ただ昨年は一昨年のおわびということで2,000尾いただいて、トータル3,000尾でした。今年もお願いしているのですが、孵化が中々難しいようです。参考までに申し上げました。

○遠藤議長

他にございませんか。

私からもよろしいでしょうか。前回の委員会の挨拶で少し述べたんですけれども、やつめについて。放流実績の表を見ますと、令和元年から令和4年にかけて実績が90とか60とあります。これはどこの漁協の数値ですか。

○事務局（山田）

今手元に資料がなく、申し訳ございません。ただ、ここに掲載しているのは放

流の数字で、漁協によっては産卵場の形成もしていただいています。やつめは、放流と産卵場形成を漁協に選択して行ってもらっている状況です。

○遠藤議長

どこの漁協かは今は分からないということですね。あとは今回漁業権の切り替えにあたって、各漁協において、名前ばかりで無くちゃんと獲った実績があるかどうかです。過去にはかなりの量が来て、すごく獲れる年もありました。実際の実績等の調査もできればよいと思います。

○事務局（斎藤）

内水面漁協に関してはヒアリングを一部すでに実施しております。その中でやつめについては、漁協としては稚魚放流、親魚放流をしたいけれども物が手に入らないということで、その代わりに漁場形成等を行っているという報告も受けておりますので、漁業権から外すとか、そういったことは考えておりません。県としましては、資源が増えてきたときに稚魚放流等をしていただくということにしています。

○遠藤議長

分かりました。その他ございませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、事務局で、県公報の登載手続き等お願いします。

議題5：秋田県内水面漁場管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について（協議）

○遠藤議長

それでは、次に進みます。

（5）秋田県内水面漁場管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について（協議）、事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤田）

事務局の藤田です。それでは、個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について説明いたします。座って失礼いたします。

説明資料は資料5-1から5-3となります。前回、第8回の委員会において少し説明をさせていただきましたが、個人情報保護法が改正されたことに伴い、県では改正法に則した新しい条例を制定し、令和5年4月1日から施行することとなっております。これにより、本委員会におきましても個人情報保護に関する規程を新たに制定する必要が生じております。

今回、制定する規程の案をお示しし、ご協議いただくこととなりますので、先ずは概略について説明をさせていただきます。資料5-2をご覧ください。県の担当部門である広報広聴課が作成した新条例の資料になります。1の概要に、「個人情報保護法の改正によって、各機関で根拠法令が異なっていた個人情報保護制度が改正法の下に一元化」されることになったこと、「それを受けて現行の個人情報保護条例を廃止し、改正法において条例による規定が必要とされた事項等を定める新たな条例の制定を行う」こととなった、ということが記載されております。

資料の中ほど左側の図をご覧くださいと思いますが「個人情報保護制度の見直し」ということで、法改正前は、国、地方、民間など、それぞれで根拠法令

が異なっていたものが、法改正後は「個人情報保護法」に統合されたことがご確認いただけると思います。

裏面をご覧ください。2の施行条例等の主な規定内容に記載されておりますが、新条例においては、「個人情報取扱事務登録簿」「開示決定等の期限」「開示請求に係る費用の負担」「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料」の4項目が規定されております。このうちの「開示請求に係る費用の負担」が本委員会の新規程に関連するものとなりますが、「文書の写し等の交付に係る費用（コピー代等）は、現行条例と同様、開示請求者の負担とする」という内容となっております。

なお、新条例は資料5-3として添付しております。2ページの第5条に費用の負担について規定されています。

資料5-1をご覧ください。こうした法改正や新条例の制定を踏まえ、本委員会で制定する新たな規程案が資料5-1となります。1ページ目が新規程の案、裏面には制定理由、3ページ以降には参考として現行の規程を記載しております。

はじめに制定理由を簡単に説明しますと、「個人情報の保護に関する法律の一部改正により、保有する個人情報が記録されている文書等の写しの交付等の費用の納付について定める必要がある」という理由となっております。「費用の納付」については、2の内容(2)に記載しておりますが、条例第5条に規定する費用について、文書又は図面の写しの交付の場合は交付を受けるとき、電氣的記録の開示の場合は開示を受けるときに納める、という内容となっております。

新しい規程の施行期日についてですが、条例と同様に令和5年4月1日施行ということになります。

こうした制定理由等を踏まえて作成したのが「秋田県内水面漁場管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程（案）」です。現行の規程からすると新しい規程は第1条から第3条までと非常にシンプルな作りとなっておりますが、現行規程の第12条に規定されていた費用の納付について、新しい規程では第2条に規定しております。

なお、新規程第2条に規定する「秋田県内水面漁場管理委員会が定める開示の方法」と第3条に規定する「秋田県内水面漁場管理委員会が別に定めるこの規程の施行に関し必要な事項」については、別途要綱等に定めることとなりますので、本来であれば要綱等についても本日お示しすることができればよかったですのですが、今現在、県の担当部門から要綱の例が示されていないため、本日はお示しすることができませんでした。

不完全な形となり大変申し訳ございませんが、まずは新しい規程のみご確認いただき、よろしければ4月1日施行に向けて県公報登載等の事務処理を進めさせていただければと思います。

雑ばくな説明となりましたが、新しい規程案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

議会の条例文を条件として定めるということですね。

○事務局（藤田）

はい。条例は既に制定されておまして、担当部門で、その条例にぶら下がる

要綱をまだ策定していないという状況です。

○遠藤議長

そういったものが定まると正式に県公報に登載するということですね。

○事務局（藤田）

はい。

○遠藤議長

分かりました。それでは、事務手続をよろしくお願いします。

議題7：全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について （報告）

○遠藤議長

それでは、次に、（7）全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について（報告）、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋から報告させていただきます。座って失礼します。

資料7の1ページをご覧ください。例年開催される東日本ブロック協議会ですが福島県が主催で、今年度も昨年度同様、書面で行われました。

表決結果については、2ページをご覧ください。

第1号議案－アの第1回漁場管理対策検討会結果とイのアンケート調査結果につきましては、各県から中央省庁へ提出する提案書の項目の素案等、特段、意見や異議はなかったため、説明は省略させていただきます。

第1号議案－ウの提案項目の検討・追加項目については、3～5ページにありますとおり、千葉県から意見があり、いずれの意見も承認され、東日本ブロック協議会から提案項目として全国内水面漁場管理委員会連合会へ提出されました。

3ページにもどりまして、第3号議案につきましては、来年度の東日本ブロック協議会は、栃木県で開催されることが決定しました。以上です。

○遠藤議長

内容について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

次に移ります。

議題8：その他

○遠藤議長

次に、（8）のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

事務局から何かありますか。

○事務局（斎和）

ありません。

○菊地会長代理

少しいいですか。平成26年に議員立法で交付された内水面漁業の振興に関する法律、その中で都道府県の振興計画とあります。秋田県は水産資源の回復に関する施策や漁場環境の改善に関する施策は必要ないと判断して、未だに振興計画がない状況ですよね。この先振興計画を立てる予定はないのでしょうか。

○阿部事務局長

本県でも策定の作業を行っている段階でございますので、この場での情報提供も行って参ります。

○菊地会長代理

いつごろでしょうか。

○阿部事務局長

まだ素案の段階なのですが、スケジュールに沿って、来年度中にお示しする予定です。

○菊地会長代理

よろしく申し上げます。

○遠藤議長

それでは次に移ります。

8 その他

○遠藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

事務局からは、他に何かありますか？

○事務局（高橋）

はい。来年度予定している水産漁港課の内水面水産業に係る事業をご紹介します。資料8（当日配布）をご覧ください。

各事業について、ポンチ絵でご説明します。2ページをご覧ください。はじめに、内水面水産資源害敵対策事業につきましては、現在も行っているカワウやブラントラウトの生息調査を引き続き実施し、害敵の拡散防止と内水面の資源保護を図ることとしております。具体的には、カワウ対策につきましては、漁連や漁協、自然保護課と連携しながら生息調査や被害対策を実施することとしており、当課では主に水産振興センターと協同で被害状況の把握や関係機関との情報共有を図ることとしております。

ブラントラウトにつきましては、今年度作製したウライを河川へ設置し、駆除を行いながら生息状況を把握したいと考えております。また、国の交付金を活用しながらブラントラウトの産卵時期や産卵場所の調査を実施する予定です。

続きまして、3ページをご覧ください。湧き上がれ！内水面漁業活性化事業につきましては、新規事業になります。内水面が抱える様々な課題を解決するため、協議会を設置しまして、種苗生産から遊漁振興まで一体となった内水面漁業振興策に取り組んでいくこととしております。非常に様々なことに取り組む事業でありまして、種苗生産体制の再構築としまして、サクラマスなどの種苗生産の安定化を図るため、種苗生産適地について協議を進めることとしております。さらに、内水面の養殖業者の後継者・技術者が不足していることから、担い手の確保・育

成のため、養殖技術研修を昨年度に引き続き実施いたします。さらに、遊漁者を増やすため、遊漁イベントへの支援やパンフレット作成など、遊漁情報を積極的に発信する取組みを実施することとしております。

来年度事業の説明は以上です。

○遠藤議長

内容について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

ブラントラウトをウライで駆除するということですが、写真からはちょっと分からないのですが、他県での実績はどのようなものでしょうか。

○事務局（三田村）

他県でのウライを用いた駆除実績は今のところ確認しておりませんが、遡上するというブラントラウトの性質を考えて、これまでの駆除は単発的に河川に入っているのですが、設置型の漁具を用いればより効率的な駆除が出来るだろうということで昨年度から実施しています。

○遠藤議長

他にありますか。

○小松ひとみ委員

南の方に行って河原で桜の写真なんかを撮っていますと、動物がいっぱいいて、最近話題のヌートリアがかなり北上してきているようです。魚もかなり食べるようで、対岸の火事ではないような状況になってきています。秋田県に入ってくるのも遠い未来ではないので、カワウどころの騒ぎでなくなると思うので頭においていただければと思います。

○遠藤議長

何か情報はないのですか。

○事務局（斎藤）

今のところ、特にありません。

○小松ひとみ委員

あとはクマのことです。今年も何件か目撃がありますし、去年はブナが豊作だったので子連れのクマが多くなると思うので、気をつけていかないとと思っています。

○遠藤議長

他にありますか。

○中嶋委員

うちの組合員が、ブラントラウトを60センチクラスを3尾ほど釣ったようで、横手川等だけでなく、ほとんどの川にいらっしゃると思うので、おいたほうが良さそうです。

ちょうどサクラマスを釣っている時期にルアーで釣ったそうです。後で写真で報告を受けました。

○遠藤議長

他にございますか。

○萩野委員

資料8の湧き上がれ！内水面漁業活性化事業は、大変ありがたい新規事業だと思います。内水面漁業振興対策用議会の設置の時期はいつごろでしょうか。

あとは予算が既についていますが、ほとんどは後継者育成のための養殖業者への委託費でしょうか。

○事務局（高橋）

こちらの予算は令和5年度の予算です。協議会は令和5年度に設置して、最初の年は各種苗生産施設の機能診断、どのくらい生産能力があるのか等を調査して状況を把握するという計画です。ですので、予算には適地調査に関する費用等も盛り込んでいます。

○萩野委員

協議会のメンバーはどのような想定ですか。

○事務局（高橋）

まだ大まかな構想ですが、養殖業者の方や漁協、遊漁関係の方を色々含めて議論したいと考えております。

○萩野委員

分かりました。よろしくお願いします。

○青谷委員

サクラマスの子魚放流ですが、県内のものを使って再生産する取組みはあるのでしょうか。

○事務局（斎藤）

漁業権のある漁協が子魚を放流を、買うなり、自分のところで育てるなりして行う義務があります。県内で30万尾を毎年放流しております。そのサクラマスの由来なんですけれども、現在は各3河川で、米代川水系でのサクラマスを使って子供を作って米代川水系に放流する、雄物川水系は雄物川水系に、子吉川水系は子吉川水系に、というふうに行っています。県外の種苗を入れるということはないです。

○伊藤委員

日本水産学会には最近、放流数を減らすといった論文が増えてきています。より有効な種苗放流を研究していかないと、結局減らしていってしまうということも聞いております。アメリカではもう放流していないとも聞いています。日本でも放流をやめて違うものにお金を使う動きもありますので、ただ量を放せばよいというのは危険だと思いました。慎重になることが必要かと思えます。

○事務局（斎藤）

ニュース等でうちの方でも確認しております。よく見てみると、過度な放流と言うことで記載されておまして、河川の状態に対して過度な放流を行うことは影響があるのだなと感じております。今のところ、県内河川については過度な放流は行っていないと思っていますところです。

○伊藤委員

ネオニコチノイド等の農薬の問題も魚を減らすと分かっている、トータル的に数値を取って進めていかないと、県内の魚を減らしてしまうのではないかと考えています。気になったのが、八郎湖でブラックバスが減ってきているのに他の魚が増えていないことです。漁獲量なので資源量を指すものではありませんが、その辺もデータとして必要ではないかと思えます。

○遠藤議長

他にございませんか。

○萩野委員

秋田県内でのカワウの対策が遅れているのが気になります。せっかく放流してもカワウに食べられてしまうケースもあります。水産庁では釣り人が河川に入ることによってカワウが追い出される、いなくなると話しています。ですので、カワウを追い払うのは大事ですけれども、釣り人を呼び込むことでカワウの行く場所をな

くすということも考えていく必要があると思います。

○中嶋委員

猟友会の事務局に補助をすればもっとカワウの駆除が進むと思います。今はカワウを撃った人にだけお金が入る仕組みになっています。

○事務局（高橋）

自然保護課の担当とも連携して、各漁協に話しを聞いて問題点を洗い出しているところです。

○中嶋委員

何とかお願いします。

○伊藤委員

最後にいいですか。ブラントラウトについては、4月1日からサクラマス解禁なので何本か釣れてくると思います。リリースが禁止ですので、より資料が集めやすいように、漁協と県で連携して、例えば監視員の方がブラントラウトを引き取るとか、釣ったときにはここに連絡してくださいという体制にする等、工夫すれば良いのではと思います。その辺が整うと、うちのメディアでも紹介しやすくなるので、周知が進むと思いました。

○遠藤議長

他に、事務局からは何かありますか。

○阿部事務局長

2点ございます。来年度から立ち上がる「湧き上がれ～」の事業ですが、2つの柱からなっています。種苗生産体制の再構築が一つと、やはり釣り人が今減ってきているので、そこを増やして漁協の経営を安定化したいという思いもあって情報発信による遊漁者数増と掲げています。HPの作成や遊漁イベントの支援として予算も措置しておりますので、委員の皆様も各漁協に持ち帰ってご検討いただければと思います。

あとは本日決まった委員会の指示ですとか規則の改正ですとか、伊藤さんの本でも是非紹介いただいて、周知もお願いしたいと思っております。

もう一点は、事務局の人事異動についてご連絡します。

斎藤主幹が海区漁業調整委員会事務局から水産漁港課の調整・振興班へ異動、藤田副主幹が農林政策課へ異動、長谷部主事が課内異動となりまして調整・振興班へ、山田技師が水産振興センター増殖部へ異動になります。

転入につきましては、橋本主査は来年度から海区漁業調整委員会事務局副主幹として育休から復帰するほか、水産振興センターから資源部の奥山上席研究員、増殖部の青柳研究員が加わります。

来年度もどうぞよろしくお願いします。

9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第9回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了